

情報連携基盤の構築に当たっての論点についての意見

2011年6月13日

情報連携基盤技術WG構成員 坂本泰久

1. 番号連携方式について（第5回WG資料3-1、資料3-2）

「番号」を持つ情報保有機関間での政省令に定められた情報連携を円滑に実行すると同時に、目的外のデータマッチングを未然に防ぐことが、情報連携基盤の重要な役割である。案1、案4、案5のように共通の符号を用いる情報連携方式を採用した場合には、不正マッチングのリスク、特に二者の保有機関の結託だけでなく一者単独による不正マッチングのリスクが増加する。一方、情報保有機関の負担という観点からは、共通の符号でも異なる符号でも情報連携処理の手順に大きな相違はないものの、共通の符号の場合には「番号」と同等レベルでのプライバシー保護方策が求められることになる。したがって、情報保有機関毎に異なる符号（リンクコード等）を利用することを原則として設計し、共通符号については業務ケースや情報保有機関の対策状況に応じた例外的な運用とするのが、合理的な選択と考える。

案5はIDコードを用いない案であるが、情報保有機関毎に異なる符号を与える場合もあるため、それらを紐付けるための内部コードが必要になる。内部コードとして「番号」を情報連携基盤上で使うのはリスクが高いため、案3と同じくIDコード相当の別の符号を用いるか、あるいは異なる符号の紐付け情報を情報連携基盤とコード付番機関の双方で同期して管理することになる。さらに「番号」の変更に対してコード付番機関側でも更新管理が必要となり、IDコードを用いる案に比べて、コード付番機関を含めた情報連携基盤側の負担が増える可能性がある。

異なる符号（リンクコード等）を利用した情報連携では、異なる符号間の変換処理が必須となるため、非常災害等により万一情報連携基盤が機能不全に陥った場合の技術的対策について、予め定めておくことが重要である。したがって、案2、案3で比較されている符号変換処理方式（暗号関数方式、コード変換テーブル方式等）の選択に当たっては、性能面、セキュリティ面に加えて、安全なバックアップ手法を含めた障害時の可用性確保という側面での比較も必要と考える。

2. データ送受信方式について（第5回WG資料3-1、資料3-3）

検討表の通り一長一短があるため、案1、案2の両方式の複合型についても考慮に値すると考える。例えば次のような有用性が考えられる。

- ・情報連携基盤、情報保有機関A、情報保有機関Bのいずれかの間に障害が発生した場合でも、代替的な通信の実行が容易になる。
- ・業務ケースの規模、頻度や連携対象データのサーバロケーションの位置関係等の条件に応じて使い分けることで、全体としてデータ連携処理を効率化できる可能性がある。

ただし複合型は、情報連携基盤と情報保有機関の双方にとって、両方式の機能および切替え制御機能の追加負担を求められるため、代表的な業務要件が示された段階で、妥当なコストで十分な安定性を確保できるかどうか等について検証が必要である。